

第1条 (サービスについて)

USEN GATE 02 Sansan サービスは Sansan 株式会社（以下「特定協定事業者」といいます。）のサービスを利用して、当社が再販売事業者として提供するサービス（以下「本サービス」といいます。）です。

第2条 (約款の変更)

当社は、本約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。なお、変更後の約款は当社が適当と認める方法により通知するものとします。

第3条 (約款の読替え)

サービス内容、その他の提供条件については、「御見積書」・「御申込書」に記載された内容によるほか、下記「別記」に定める特定協定事業者の約款（以下、総称して「特定協定事業者約款」といいます。）を、別紙読替え表を参照するほか当社が再販売事業者であることを前提として適宜読替えて適用するものとし、当社が別に定めた料金表の内容についてはこれを優先して適用するものとします。

第4条 (適用関係)

本サービスに関して、「御見積書」・「御申込書」、「本約款」及び「特定協定事業者約款」の規定が抵触するときは、「御見積書」・「御申込書」、「本約款」、「特定協定事業者約款」の順に優先して適用するものとします。

第5条 (サービスの提供区域)

本サービスの提供地域は、日本国内とします。

第6条 (利用契約申込みの方法)

本サービスの利用契約（以下「利用契約」といいます。）の申込みをする者（以下「利用申込者」といいます。）は、本約款の内容を承諾の上、当社所定の御申込書に必要事項を記入し、当社に提出していただきます。

第7条 (利用契約申込みの承諾)

当社は、利用契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。ただし、当社の業務の遂行上支障があるときは、この限りではありません。

2 当社が、利用契約の申込みを承諾することにより、当社と利用申込者との間で利用契約が締結されるものとします。（当社との間で利用契約を締結した利用申込者を、以下「契約者」といいます。）なお、当社が利用契約の申込みを承諾する日は、当社所定の御申込書を当社が受け付けた日とします。

3 当社は、前 2 項の規定にかかわらず、次の場合には、その利用契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 当社の与信基準を満たせないと当社が判断したとき。
- (2) 御申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。
- (3) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

(4) 利用申込者が、本サービスの料金その他債務の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき。

(5) 利用申込者が、当社の電気通信サービスにおいて、過去に不正使用等により契約の解除または本サービスの利用を停止された契約者と関係があり不正使用等を行うおそれがあると当社が判断したとき。

(6) 利用申込者が暴力団等反社会的勢力に所属、または関係していると判明したとき

(7) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき、または支障があるおそれがあると当社が判断したとき。

4 当社は、前項の規定により、本サービスの利用契約の申込みを承諾しないときは、あらかじめ利用申込者に承諾しない旨を当社所定の方法で通知します。

第8条 (料金の支払い義務)

本サービスの料金は、本サービスの提供開始日から本サービスの提供終了日まで発生するものとし、契約者は当社に対して、当社の指定する期日までに当社が請求した金額(消費税等相当額を含む)を支払うものとし、ます。なお、本サービスの提供開始日は特定協定事業者から書面にて利用申込者へ通知いたします。

2 銀行振込手数料等支払いに関する費用は契約者の負担とします。

第9条 (申込みの取消し)

本サービスの利用契約申込みを取消すことはできません。

第10条 (最低利用期間)

本サービスの最低利用期間は提供開始日から1年間とし、当該最低利用期間内に、第16条(契約者が行う利用契約の解除)に基づき利用契約が解除された場合または第17条(当社が行う利用契約の解除)第1項または第25条(反社会的勢力の排除に対する表明保証)第2項に基づき当社が利用契約の解除を行った場合には、契約者は当社に対して、当社が定める期日までに、最低利用期間の残余の期間に対応する基本利用料金に相当する額を支払っていただきます。ただし、「御見積書」・「御申込書」に特段の定めがある場合はその定めるところによります。

第11条 (契約期間と更新)

本サービスの契約期間は提供開始日から1年間とし、契約者が第16条(契約者が行う利用契約の解除)に基づいた通知を行わないときは、本契約は利用期間満了日の翌日から自動的に1年間更新されるものとし、以降も同様とします。

2 利用期間内に利用契約の解除があった場合は、契約者は、当社が定める期日までに、契約期間の残余の期間に対応する基本利用料金に相当する額を当社に支払うものとし、ます。ただし、「御見積書」・「御申込書」に特段の定めがある場合はその定めるところによります。

第12条 (契約プラン)

本サービスは、別記に定めるプランがあります。

2 一契約の中で複数のプランを同時に契約することはできません。

3 契約期間中にプランを変更することはできません。

第13条 (オプション)

本サービスは別記に定めるオプションがあります。オプションの申し込みは基本プランの契約が必要です。オプションのみでの契約はできません。

2 オプションは基本プランの利用申込の時期に係わらず申し込むことができます。基本プランと同時に申し込む場合は、提供開始日からの年額費用を支払うものとし、ます。基本プラン

の利用中にオプションを申し込む場合は、オプションの追加日から契約期間の満了日までの年額費用を、利用日数に応じた日割り計算により支払うものとします。

第14条 (ID数の変更)

IDプランにおいて、契約者は、当社に追加の申込を行うことなく契約者の環境から直接数量の追加を行うものとします。追加されたIDの契約期間は元の契約期間に準じるものとし、利用料金はIDの追加日から契約期間の満了日までの年額費用を利用日数に応じた日割り計算により支払うものとします。

2 基本プランのID数を追加した場合、契約中のオプションもID数と同数に自動で追加されます。オプション分の追加料金はID数の追加と同様に請求いたします。

3 ID数の減数は更新時のみ可能です。契約期間中の減数はできません。

第15条 (契約の変更)

本サービスは契約期間中に、プランを変更することはできません。

第16条 (契約者が行う利用契約の解除)

契約者は、自ら利用契約の解除を行う場合、解除日を指定し、その2ヶ月前までに当社所定の書面により当社に通知する(当社に書面が到達したことをもって通知がされたものとみなします。)ものとします。なお、指定の解除日に当社にて解除処理ができない場合、当社にて解除日を指定し利用契約を解除するものとします。

第17条 (当社が行う利用契約の解除)

当社は、契約者が利用契約に基づく債務の履行を怠った場合、相応な期間を定めて契約の履行を催告し、その催告期間内に履行がなされない場合、利用契約を解除することができます。

2 当社は、契約者に以下の各号の一に該当する事由が生じたときは、何らの通知・催告なくして直ちに利用契約を解除することができます。

(1) 銀行取引停止処分を受けたとき

(2) 差押、競売、滞納処分を受けたとき

(3) 破産、民事再生、会社更生の申し立てを受け、あるいは自ら申し立てたとき

(4) 解散の決議をなしたとき

(5) 違法行為をなしたとき

(6) 本契約に違反したとき

(7) 電話、FAX、電子メール、郵便等による連絡がとれないとき

(8) 当社ならびに特定協定事業者の業務を阻害する、または信用を毀損する等、当社ならびに特定協定事業者の不利益となる行為をするおそれのあるとき

3 前2項による解除は契約者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。

4 当社は、当社と契約者が合意の上決定した、利用開始日の属する月の翌月末を過ぎても、契約者都合によって本サービスの提供が開始できない場合は利用契約を解除することができます。

第18条 (不可抗力)

天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定改廃、公権力による命令処分、労働争議、輸送機関の事故、その他不可抗力により、利用契約の全部もしくは一部の履行の遅延または不能を生じた場合には、当社はその責に任じません。

2 前項の場合に、当該利用契約は履行不能となった部分については、消滅するものとします。

第19条 （損害賠償額）

契約者が、契約者の責に帰すべき事由により当社及び特定協定事業者に損害を与えたときは、契約者は「特定協定事業者約款」の規定に従う他、当社及び特定協定事業者に生じた一切の損害を賠償する責を負うものとします。

2 当社又は特定協定事業者が、当社又は特定協定事業者の責に帰すべき事由により契約者に損害を与えたときは、「特定協定事業者約款」の規定に従うものとします。

第20条 （再委託）

当社は、本サービスの履行上必要となる管理業務（請求、回収等の業務を含むが、これに限らない）の全部又は一部を株式会社 USEN ICT Solutions（本店所在地：東京都品川区上大崎三丁目1番1号）、又はその他当社が指定する第三者に再委託することができるものとします。

第21条 （個人情報の取扱い）

当社は、当社の定める「個人情報の取扱いについて」に基づき個人情報の取扱いを行います。

第22条 （個人情報の共同利用）

前条に定めるほか、当社は、本サービスの提供に必要な場合、個人情報を特定協定事業者（特定協定事業者の業務委託先を含みます。）と共同利用することがあります。

第23条 （個人情報の委託）

当社は、本サービスに関する業務を第三者に委託することがあります。なお、契約者は、当社が本サービスに関する業務を第三者に対して委託することをあらかじめ異議なく承諾するものとします。

第24条 （業務の委託）

当社は、本サービスに関する業務の全部または一部を第三者に委託することができるものとします。

第25条 （反社会的勢力の排除に対する表明保証）

利用申込者は、利用契約締結時および締結後において、自らが暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、ならびに自らの役員、従業員、および関係者等が反社会的勢力の構成員、またはその関係者ではないことを表明し、保証するものとします。

2 契約者が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社はなんら催告することなく利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 反社会的勢力に属していること
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
- (3) 反社会的勢力を利用していること
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
- (6) 自らまたは第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたこと

第26条 （準拠法）

本サービス契約約款の準拠法は、日本国の法令とします。

第27条 (合意管轄)

契約者と当社の間で利用契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

別記

1. 本サービスにおける特定協定事業者約款

「Sansan サービス約款」

2. 料金表 (すべて税別表示)

第1表 基本利用料

1-1 基本プラン

1-1-1 ID プラン

プラン名	初期費用	単位	年額費用
Sansan Lite Edition	10,500 円	ID	42,000 円
Sansan Standard Edition	10,500 円	ID	78,000 円
Sansan Enterprise Edition	10,500 円	ID	156,000 円

※ID プランの最低契約数は 20 ID です。

1-1-2 コーポレートプラン

プラン名	初期費用	年額費用
Sansan Lite Edition	個別見積	個別見積
Sansan Standard Edition		
Sansan Enterprise Edition		

※コーポレートプランは契約単位での料金となります。ご契約企業の従業員数により初期費用、年額費用が異なります。

1-2 スキャナ利用料

項目	単位	年額費用
Sansan スキャナ 年額費用	台数	120,000 円

※スキャナ利用料は各プラン共通です。

※最低契約数は 1 台です。

※契約期間満了、解約又は解除となった場合、Sansan スキャナは特定協定事業者の取り決めに基づき速やかに返却するものとします。

第2表 オプション利用料

2-1 オプション

2-1-1 ID プラン

オプション名	単位	年額費用	
		Lite Edition	Standard Edition
スマート接点管理	ID	21,000 円	提供なし
コンタクト	ID	12,600 円	
案件管理	ID	8,400 円	
同僚コラボレーション	ID	12,600 円	
名刺分析	ID	12,600 円	

Salsforce Limited 連携 (Sansan Data Hub)	ID	10,500 円	19,500 円
Salsforce 連携 (Sansan Data Hub)	ID	21,000 円	27,300 円
Adobe Marketo Engage 連携 (Sansan DataHub)	ID	21,000 円	27,300 円
SATORI 連携 (Sansan Data Hub)	ID	21,000 円	27,300 円
CSV インポート (Sansan Data Hub)	ID	21,000 円	27,300 円
Outlook 連携 (Sansan Data Hub)	ID	21,000 円	27,300 円
Concur Expense 連携 (Sansan Data Hub)	ID	21,000 円	27,300 円
企業データ DL (Sansan Data Hub)	ID	21,000 円	27,300 円
リスクチェック	ID	21,000 円	39,000 円
セキュリティー強化	ID	8,400 円	15,600 円

※オプションは基本プランと同 ID 数でのご契約となります。基本プランの ID 数と異なる追加、減数はできません。

2-1-2 コーポレートプラン

オプション名	年額費用	
	Lite Edition	Standard Edition
スマート接点管理	個別見積	提供なし
コンタクト		
案件管理		
同僚コラボレーション		
名刺分析		
Salsforce Limited 連携 (Sansan Data Hub)	個別見積	
Salsforce 連携 (Sansan Data Hub)		
Adobe Marketo Engage 連携 (Sansan DataHub)		
SATORI 連携 (Sansan Data Hub)		
CSV インポート (Sansan Data Hub)		
Outlook 連携 (Sansan Data Hub)		
Concur Expense 連携 (Sansan Data Hub)		
企業データ DL (Sansan Data Hub)		
リスクチェック		
セキュリティー強化		

※コーポレートプランのオプションは契約単位での料金です。ご契約企業の従業員数により年額費用が異なります。

第3表 従量費用

ID プランは 1 ヶ月ごとに名刺データ取込上限数があります。

契約 ID 数	上限数
100ID 未満で利用の場合	契約 ID 数 × 50 件
100ID 以上で利用の場合	5,000 件

上限数を超えた場合に費用が発生します。ご請求は発生月の翌々月となります。

項目	単位	費用
名刺取込データ化費用	1 件ごとに	30 円

第 4 表 一時金

項目	費用
カスタマーサクセスプラン Basic	600,000 円
カスタマーサクセスプラン Advanced	1,500,000 円
カスタマーサクセスプラン Premier	個別見積
カスタマーサクセスプラン Premier Plus	個別見積
データ連携支援(2 か月)	1,000,000 円
データ連携支援延長(1 か月)	300,000 円
オプション支援(1 機能)	200,000 円
オンボーディング延長支援(1 か月)	300,000 円
3 時間トレーニング	100,000 円
名刺取込代行(郵送) 5,000 枚単位	10,000 円
名刺取込代行(訪問) 15,000 枚単位	60,000 円
コーポレートプラン 年間データ化件数超過費用 ※1	年額費用の 1 ヶ月分

※1 コーポレートプランは契約プランに応じて年間データ化件数が定められています。契約期間中にデータ化件数を超過した場合、追加費用が発生します。

- ・年額費用の 1 か月分で利用できるデータ化件数は、年間データ化件数の 12 分の 1 です。追加された件数をさらに超過した場合も同様に追加できます。
- ・追加されたデータ化件数は、契約更新時に翌年の契約に引き継がれません。

(以下余白)

別紙 【読替え表】

第1表 特定協定事業者約款中の表記の読替え

対応する特定協定事業者約款の表記	当社の提供するサービスにおいて 読替えて適用される表記
Sansan 株式会社	株式会社USEN Smart Works
お客様	契約者

第2表 対象となるサービスの読替え

対応する特定協定事業者サービス	当社の提供するサービス
Sansan サービス	USEN GATE02 Sansan サービス

(以下余白)